

○八女市奨学金返還支援補助金交付要綱

令和4年3月28日

決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の本市への移住定住及び就職の促進並びに市内の企業の人材確保を図ることを目的として、八女市奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校（高等課程及び専門課程に限る。）その他市長がこれらに準ずる教育施設として認めるものをいう。
- (2) 事業所等 事務所、事業所、工場、倉庫、施設等をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する事業を除く。

(補助対象となる奨学金等)

第3条 補助の対象となる奨学金等（以下「奨学金等」という。）は、貸与型の奨学金とし、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- (2) 地方公共団体、学校及び公益法人が実施する奨学金
- (3) その他市長が認める奨学金等

(補助金の受給要件)

第4条 この要綱による補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等に進学し、在学中に前条の奨学金等の貸与を受けた者
- (2) 月賦、半年賦、年賦等により奨学金等の返還を遅延なく行っている者
- (3) 補助金の交付申請をする年度の前年度以前に奨学金等の返還を開始した者

(4) 補助金の第1回目の交付申請年度において、満35歳以下の者で、本市の住民基本台帳に記録され、現に居住している者で、交付申請初年度から引き続き5年以上本市に居住する意思がある者

(5) 次のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上継続して雇用されている者のうち、1週間の所定労働時間が30時間以上の雇用契約に基づいて就業している者

イ 申請時に起業後1年以上継続して事業（農林漁業については、主たる生業として自ら営むものに限る。）を行っている者

(6) 市税等を滞納していない者

(7) 八女市暴力団排除条例（平成22年八女市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者及び同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者

(8) 国家公務員又は地方公務員（市長が別に定める者を除く。）でない者
（令5. 3. 31・一部改正）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助金の交付申請年度の前年度の4月から3月までの間に返還した奨学金等の額（繰上返還等による返還額を除く。）とし、1会計年度当たり24万円を限度とする。

（補助金の交付回数）

第6条 補助金の交付は、補助対象者1人につき2回を限度とする。

2 2回目の補助金の交付申請は、1回目の補助金の交付を受けた会計年度の次年度に限り行うことができる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八女市奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる資料を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する資料の写し

(2) 申請年度の前年度の奨学金等の返還額を証する資料の写し（申請者本人名義の預金通帳、領収書等の写し）

(3) 奨学金等の全体の返還計画を確認することができる資料の写し又は奨学金等の毎月の返還額が分かる資料の写し

(4) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める資料

ア 第4条第5号アに該当する者 事務所等から交付される労働条件通知書又は労働証明書（様式第2号）

イ 第4条第5号イに該当する者 申請する年度の直前2年分の確定申告書等の写し

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、申請者に対し、八女市奨学金返還支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、八女市奨学金返還支援補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（異動の届出）

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく八女市奨学金返還支援補助金異動届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(1) 市外へ転出するとき。

(2) 氏名が変更となったとき。

(3) 就労状況等に変更があったとき。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、八女市奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、八女市奨学金返還支援補助金返還命令書（様式第7号）により、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度から令和9年度までの補助金に適用する。

（令5. 3. 31・一部改正）

附 則（令和5年3月31日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月3日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の八女市奨学金返還支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。